

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 田中 伸一郎 様 〒100-8355 日本国 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 新東京ビル ル 中村合同特許法律事務所	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 OP19182	発送日 (日.月.年) 23.06.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/014582	国際出願日 (日.月.年) 30.03.2020	優先日 (日.月.年) 29.03.2019
国際特許分類 (I P C) C22C 23/04(2006.01)i; C22F 1/00(2006.01)i; C22F 1/06(2006.01)i FI: C22C23/04; C22F1/00 623; C22F1/00 630A; C22F1/00 630K; C22F1/00 685A; C22F1/00 694A; C22F1/06		
出願人 (氏名又は名称) 国立研究開発法人産業技術総合研究所		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input checked="" type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 08.06.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 瀧澤 佳世 4K 4426 電話番号 03-3581-1101 内線 3435
--------------------------------------------------------------------	-------------------------	---------------------------------------------------------------

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	_____	有
	請求項	1 - 5	無
進歩性 (IS)	請求項	_____	有
	請求項	1 - 5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1 - 5	有
	請求項	_____	無

2. 文献及び説明:

文献1 : WO 2018/74896 A2 (POSCO) 26.04.2018(2018-04-26), 表1

& JP 2019-535893 A , 表1

& EP 3530766 A2, 表1

& CN 109844152 A, 表1

& KR 10-2018-0044213 A, 表1

文献2 : JP 6-25791 A (三井金属鉱業株式会社) 01.02.1994(1994-02-01) , 表1 , 請求項2 , 【0015】 (ファミリーなし)

文献3 : JP 7-18364 A (株式会社豊田中央研究所) 20.01.1995(1995-01-20) , 表1 , 表2 , 請求項2 , 【0024】 (ファミリーなし)

文献4 : JP 2012-82474 A (住友電気工業株式会社) 26.04.2012(2012-04-26) , 表1 , 【0018】 - 【0019】

& US 2013/0209195 A1, 表1 , [0019]-[0020]

& WO 2012/049990 A1, 表1 , 【0018】 - 【0019】

& CN 103180473 A , 表1 , [0023]-[0024]

文献5 : JP 2012-122102 A (独立行政法人産業技術総合研究所) 28.06.2012(2012-06-28), 表2 (ファミリーなし)

文献6 : JP 2006-16656 A (住友電気工業株式会社) 19.01.2006(2006-01-19), 表1 , 【0030】 (ファミリーなし)

文献7 : JP 40-7651 B1 (ザ、ダウ、ケミカルカンパニー) 17.04.1965(1965-04-17), 第1表, 第2表 (ファミリーなし)

請求項1 - 2 , 4 - 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性及び進歩性を有しない。文献1の表1の比較材2には、本願の組成を満足するマグネシウム合金板材が開示されている。

請求項1 , 3 - 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2より新規性及び進歩性を有しない。文献2の表1の実施例1及び比較例1には、本願の組成を満足するマグネシウム合金が開示されている。

請求項2 , 4 - 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2より進歩性を有しない。文献2には所望によりMnを含有することが記載されている。文献2に記載された発明において、Mnを適量含有させることは当業者が容易になし得たことである。

請求項1 , 3 - 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献3より新規性及び進歩性を有しない。文献3の表1の実施例2及び表2の実施例3～5には、本願の組成を満足するマグネシウム合金が開示されている。

請求項2 , 4 - 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献3より進歩性を有しない。文献3には所望によりMnを含有することが記載されている。文献3に記載された発明において、Mnを適量含有させることは当業者が容易になし得たことである。

請求項1 , 3 - 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献4より新規性及び進歩性を有しない。文献4の表1の組成IIIには、本願の組成を満足するマグネシウム合金が開示されている。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

請求項2, 4-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献4より進歩性を有しない。文献4には所望によりMnやSnを含有することが記載されている。文献4に記載された発明において、MnやSnを適量含有させることは当業者が容易になし得たことである。

請求項1, 4-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献5より新規性及び進歩性を有しない。文献5の表2の実施例4, 5には、本願の組成を満足するマグネシウム合金板材が開示されている。

請求項1, 4-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献6より新規性及び進歩性を有しない。文献6の表1の合金種dには、本願の組成を満足するマグネシウム合金板が開示されている。ここで、Tiは有意的に添加していない元素である。

請求項1, 4-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献7より新規性及び進歩性を有しない。文献7の表1及び表2のブランクには、本願の組成を満足するマグネシウム合金が開示されている。

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書（PCT規則43の2.1及び70.10）

出願番号 特許番号	公知日 (日.月.年)	出願日 (日.月.年)	優先日(有効な 優先権の主張) (日.月.年)
WO 2019/172047 A1	12.09.2019	27.02.2019	03.03.2018
JP 2019-218577 A	26.12.2019	15.06.2018	-

2. 書面による開示以外の開示（PCT規則43の2.1及び70.9）

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日.月.年)	書面による開示以外の開示 に言及している書面の日付 (日.月.年)